

【第20条】 船員に関する特例

条文

船員に関する特例

- 第1項 第12条及び前章の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(次項において「船員」という。)に関しては、適用しない。
- 第2項 船員に関しては、第7条中「第12条」とあるのは「船員法(昭和22年法律第100号)第100条」と、第10条中「第12条」とあるのは「船員法第100条」と、第11条中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条及び第90条」とあるのは「船員法第97条及び第98条」と、第13条中「前条」とあるのは「船員法第100条」とする。

解説

- ① 法第20条第1項は、法第12条については、船員法(昭和22年法律第100号)第100条に同趣旨の規定が定められていることから、船員に関しては適用しないこととしたものです。
また、船員法における雇入契約は、有期契約が原則となっていますが、雇入契約の解除事由については、船員法第40条及び第41条に具体的な規定が定められていることなどから、法第4章については、船員に関しては適用しないこととしたものです。
- ② 法第20条第2項は、船員に関して法を適用するに当たって必要となる読替えを規定したものです。